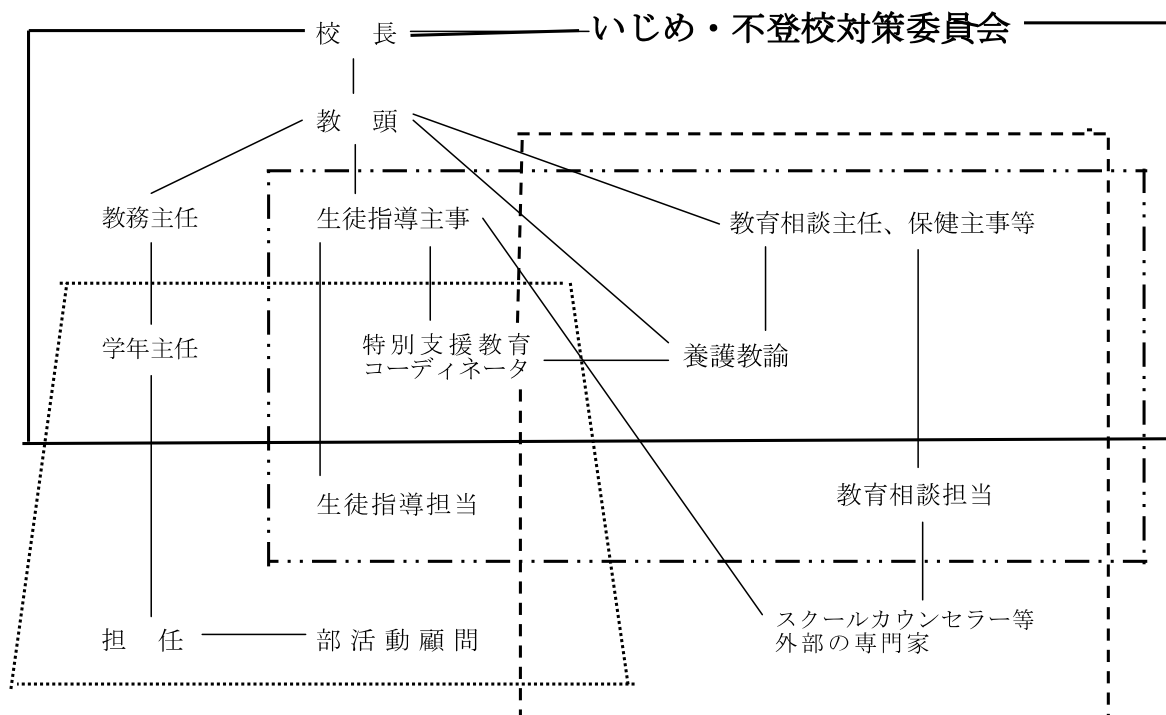




(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）

P いじめ防止の年間計画の策定

D 取組の実施

C 「取組評価アンケート」、「学校評価（中間評価）」の実施

A 「取組評価アンケート」「学校評価（中間評価）」の結果の検証

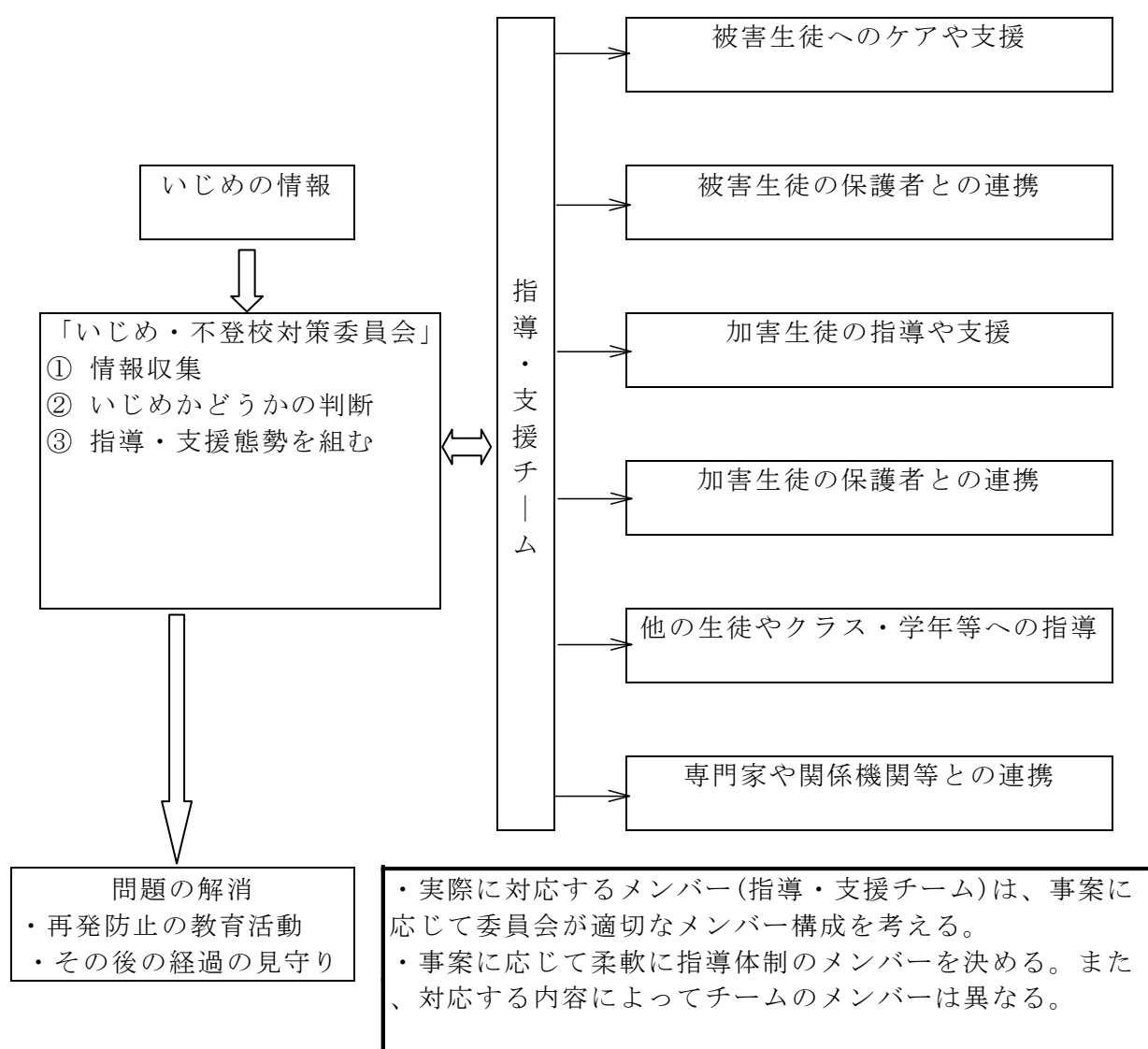
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載をする。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。 イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。 ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、わかりやすい授業づくりに努める。 エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。	○ボランティア活動の充実 【特別活動部】 ○福祉実践教室の実施 【特別活動部・学年会】 ○L T時の道徳教育の充実 【生徒指導部・学年会】 ○授業改善【教務部・教科会】 ○アンケートの実施 【生徒指導部・相談部】 ○個人面談の実施【各学年会】 ○健康調査の実施 【保健厚生部】 ○生活実態調査の実施 【教務部・生徒指導部】 ○人権週間での取組 →人権講話、クラス討論会 【生徒指導部・学年会】 ○情報モラル教育 【生徒指導部・教務部】	○年2回の公開授業の実施 ○学校評議委員への学校行事・授業の公開 ○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施(通学路清掃、福祉施設奉仕作業)
早期発見	ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。 イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。 ウ 定期的な「いじめアンケート調査」の実施や教育相談の充実を図る。	○相談活動の周知（保健だより、相談だよりの発行） 【保健厚生部・相談部】 ○意見箱の設置 【特別活動部(生徒会)】 ○アンケートの実施 (年2回…6月、11月) 【教務部・生徒指導部】 ○個人面談の実施 (年2回…4月、10月) 【各学年会】	

	ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。 イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。 ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。 エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。 オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。 カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。	○いじめ事案に対して組織的に対応 【「いじめ・不登校対策委員会」・生徒指導部・保健厚生部】	
点検・検証・見直し		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施 →その後、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。 →職員会議で報告をする。 ○学校評価の評価項目とし、「中間評価」及び「自己評価」を行い、「いじめ・不登校対策委員会」でその結果を検証する。	○学校関係者評価委員会（3月実施）で「自己評価」の評価を行う。